

用行義塾と戸倉新資料のこと

YOHKOH-GIJYUKU, the first elementary school in Fukuroi in the Meiji era, and the TOKURA's new documents

小栗 勝也*

Katsuya OGURI

1. はじめに

袋井市地方史研究会（袋井市立図書館内）の編集・発行による『ふるさと袋井』第4集（平成元年11月発行）に、戸倉昇一「刮目舎覚書」が掲載されている。この文書は筆者にとり青天の霹靂であった。用行義塾に関して筆者が欲していながら分からないままであった事実が、この資料から幾つか判明したからである。

以下、上記掲載文書で紹介された資料のことを、戸倉氏が初めて公にし、用行義塾に関する新しい情報を提供してくれた資料という意味で、「戸倉新資料」と呼ぶことにする。

発表から既に25年以上も経っているのに「新資料」と称するのは奇異であるが、敢えてそのようにした4つの理由を説明しておきたい。

第1に、筆者がその存在を知ったのが最近（2014年7月）であり、筆者にとっては新資料そのものであったからである。この資料の存在は、袋井市教育委員会学校教育課の柴田禎弘氏から電子メールで教えて頂いた。柴田氏は先に教育委員会生涯学習課に尋ねて下さっており、同課の早川俊之氏、同課文化財係・永井義博氏が調べて下さった情報を筆者に転送して下さいたのである。柴田氏のみならず、早川氏、永井氏のお陰でもある。

『ふるさと袋井』のことは知っていたが、筆者の蔵書には欠号が多く、第4集は未見であった。袋井市内の図書館に全号が収蔵されていることも知っていたが、用行義塾について調べ始めて1年弱の間、この資料を精査していなかった。迂闊であった。

第2に、管見の限りではあるが、この資料に触れた他の論文等を筆者はまだ一度も見ることがない。それは、この資料が、筆者のみならず、一般に全く知られていないことを意味する。『袋井市史』に言及がないのは、『市史』出版後の発表であるから当然であるが、『市史』にか

かわった人でも、その後にこの資料に言及している人は誰もいないようである。袋井市教育委員会の関係者及び袋井東小学校の関係者においても同様である。その意味でこの資料は、殆どの人にとって今でも未知の資料であると考えられる。それ故、今回を機に多くの人に「新しく」知って頂きたいという希望を抱いている。これが2つ目の理由である。

第3に、この資料を初めて発掘して紹介した戸倉氏の功績を世に知らしめたいという考えから、戸倉氏による「新資料」という意味を込めて、この呼称を用いたい。

第4に、筆者は用行義塾を「新しく」見直す試みを行った訳であるが、その作業においてこの資料は重要な新情報を提供してくれる貴重な資料である。初めて判明した知見がここに存在しているという意味でも、「新資料」と呼ぶに相応しいと考える。

さて、この資料の存在を知ったあと、直ぐに筆者は戸倉氏を訪ねて話を伺いたいと考えた。筆者の仕事の都合で、その実現は少し遅れたが、戸倉氏ご本人と電話で初めて話げたのは2014年7月28日のお昼前であった。電話の中で、昼食後の午後2時頃なら本日も会うことが可能であるとお応えを頂いたので、すぐにお伺いすることにした。その日のうちにお目に掛かれるとは想像もしていなかったもので、これもまた驚きであった。自分が欲していたものそれ自身が、あたかもひとりで我が掌中に飛び込んできたかのような感覚が、研究活動の中では稀に起こることがある。筆者にとって今回の一連の件はその好例であり、研究者としては無上の喜びである。

その日、戸倉氏の自宅を訪ね、いろいろな話を伺うことができた。氏は大正13年生まれの御年90歳とは思えない矍鑠とした紳士であられた。資料の原物を拝見したい旨を予め電話でお伝えしていたので、筆者が訪れるまでの間、それを探して下さいたようであるが、残念ながら見当たらなかったようで、そのことを恐縮されながら

伝えて下さった。

この日、戸倉氏の記憶にある事柄として伺えたことは、その資料は毛筆で書かれていたという程度であった。離れに置いてある木箱の中にいろいろな文書を収めてあり、恐らくその中にあるかもしれないが、今日はまだそこまで見ることができていないので、もし見つけられなら、すぐに小栗に連絡を下さる、ということになった。

また、資料の1つについて戸倉氏は、『ふるさと袋井』の中で、明治13年10月頃のものという推測を記されているが、そのように考えた根拠についても筆者は知りなかった。資料自体に何か年号の記載でもあったのでしょうかと尋ねたが、そのことに関する記憶はないようであった。実物が出てくるのを待つ以外にはないと考え、この日はそれで辞することにした。

すると、5日後の8月2日に戸倉氏から電話を頂き、資料が見つかったという嬉しい知らせを受けた。8月4日午後、今度は戸倉氏が大学に小栗を訪ねて下さり、資料を見せて頂きながら更に話を伺うことができた。原物を見て初めて分かる事実もあった。

このような経緯から筆者が知ることになった戸倉新資料の詳細について、以下紹介したい。当然ではあるが、戸倉氏から了解を得た上での紹介である。なお、原資料は筆者の調査後すぐに戸倉氏に返却しているため、今も氏の自宅で大切に保管されている。

2. 原資料の再翻刻

戸倉氏が『ふるさと袋井』で紹介している文書は2種類のものから成り立っている。1つは、戸倉氏が、「公式な記録ではなく、役所あたりに提出したものと下書きとおぼしきもの」(106頁)としている文書である。本稿ではこれを「新資料①」と称する。明治13年10月頃に書かれたものと戸倉氏は推定している(同)。

いま1つは、明治14年に愛野村人民一同に対して静岡県から贈られた「賞状」である。本稿ではこれを「新資料②」と称する。戸倉氏の先の文書では「賞状」と書かれていたので、筆者は表彰状のようなものを想像していたが、原物は奉書紙に墨書された横長の文書1枚であった。巻紙のように内側に折りたたまれるようにして保存されていた。静岡県の公印と思われる四角の大判朱印が押されているから、当時はこれでも立派な公文書だったのであろう。

2つの資料の原物を見ることができたので、筆者自身でも解読を行った。その結果、先に戸倉氏が紹介したものは完全ではないことが判明した。戸倉氏自身、もともと「大要」を紹介すると記しているため、資料中のどこかに省略があることは予想ができたが、どこがどのように省かれているのかが不明であったので、重要な資料で

ありながら、『ふるさと袋井』掲載の資料はそのままでは扱いに困るものであった。今回の調査で改めて原物を読み直すことにより、その不備を正すことができた。

以下、現物の資料と、戸倉氏の翻刻を参考にしながら筆者が改めて解読し、その結果、部分的に修正を加えた正しい全文を活字で示す。四角の枠で囲った部分が今回の翻刻文章である。戸倉氏が先に紹介したものと異なる部分については、なるべくそのことが分かる形で記したが、その方法は下記凡例を参照頂きたい。

また、資料の画像も掲出するが、これは戸倉氏及び筆者の解読に誤りがある可能性もゼロではないと考え、その場合の訂正を将来に期するためである。

《翻刻文の凡例》

- ・原文は全て縦書きである。
- ・特に注記のない限り、漢字の旧字体(正字)は新字体に直した。略字も普通の字に直した。
- ・「廿」は「二十」に直した。なお、戸倉氏が先に「二十」と記していた部分で、原文には「**𠄎**」などと書かれている場合が多くある。20を記す書き方として「十」にもう一つ縦棒を引いた「𠄎」があり、その変形字体であると推定し、これも「二十」に直した。
- ・「老」は「老」のままとした。
- ・太いゴシック体部分は小栗が修正した部分を示し、戸倉氏が先に紹介したものと異なる箇所である。なお、修正は単に文字の太さで表現できない部分も多くある。例えば、もともと原文では句読点がないものを、戸倉氏が適宜それを入れて紹介した箇所があるが、小栗はそれをすべて元の形に戻した。また、原文では改行されていない箇所でも戸倉氏が適宜改行を加えた所が幾つかあるが、それも原文通りに直した。このような修正は、太い字体で示すことはできない。それらも含め、本稿の翻刻文と戸倉氏の先の紹介文の正確な違いは、両者を比較して見て頂かなければ分からないのだが、止むを得ぬものとしてご了解を乞う次第である。
- ・()で小さく記した数字は小栗による注の番号で、本章末尾に記した注記に対応する。

《新資料①の全文。小栗による訂正済》

- 一 位地名称 山名郡国本村設置公立小学刮目舎
- 一 創立以来沿革
明治四年旧久津部村人民足立英三郎足立貫一足立儀八足立敬三足立締一郎足立関五郎足立仲三口向平三郎大草泰順ノ九名發起旧久津部村共有金三百円ヲ以テ学堂ヲ建築シ同年十二月土木切ヲ終リ同五年二月掛川住居士族岡田清直ヲ聘シテ開校シ用行義塾

ト称ス生徒七拾名有志者ノ維持トス同五年七月官学制ノ令アル由リ私学ヲ廢シテ公立トナシ同六年二月ヲ以テ用行義塾ノ称ヲ廢シ更ニ第拾壹大区拾壹小区公立小学久津部学校トス同七年四月各村分裂更ニ現在ノ国本村広岡村⁽¹⁾高尾村⁽²⁾三村ノ連⁽³⁾合公立学校トナル同十二年十一月高尾村分離スルニ当リ愛野村合併同年十二月十六日許可ヲ得テ公立小学刮目舎ト称ス現在ノ校舎ハ先⁽⁴⁾ニ九名ノ発起ニテ新設セシ者ヲ用イ⁽⁵⁾引続現在来用ス

一 学校組合幅員

学区内三ヶ村⁽⁶⁾面積千三拾六万町

一 学校学区内戸数五百五拾五戸

一 学校学区内学齡三百五十三人 内⁽⁷⁾男百八十人 女百七十三人

一 教員履歴

清水清太

当十三年十月 二十二年

明治八年十月浜松隣養校⁽⁸⁾予科生へ入学同十一年十月十八日浜松中学小学師範学科卒業同月二十四日巻等訓導拝命同年十二月第十一大区十一小区公立小学久津部学校へ被雇同十二年八月三十一日久津部学校巻等訓導拝命同十三年一月二十九日号外公布ヲ以テ解職ニ相成引続刮目舎担当教員奉仕罷在候

諸井隣太郎

十三年十月 二十年六月

明治八年三月ヨリ同九年十一月迄三上善平松本貢山田尚ノ諸氏ニ就テ数学及漢籍ヲ学同八年三月久津部学校授業生⁽⁹⁾拝命同九年十一月迄勤務同十年二月静岡県浜松師範支⁽¹⁰⁾校入学同十二年十二月師範学科卒業同十三年三月ヨリ公立小学刮目舎教員奉仕罷在候

一 教員給料

月給拾四円 清水清太

月給拾円 諸井隣太郎

一 生徒百七拾名 内男 百三十三名 女 二十八名

外ニ 他小学校へ入学ノ者 三人 女三人 中学校入学ノ者 老人 内男老人

内

上等女子科三級 貳人

上等男子科六級 十一人

上等男子科七級 九人

上等女子科五級 壹人

下等 貳級 二十四人 内男 二十二人 女 二人

下等 三級 二十五人 内男 二十二人 女 三人

下等 四級 二十五人 内男 二十二人 女 三人

下等 五級 十九人 内男 二十二人⁽¹¹⁾ 女 三人
 下等 六級 二十一人 内男 十六人 女 五人
 下等 七級 二十八人 内男 二十三人 女 三人
 変則生 六人 内男六人

一 老年経費額金五百六拾円三十二銭

一 経費出方

学区内三ヶ村地価戸数へ賦課ス

一 吏員六名

刮目舎

広岡村戸長

植田藤平

同村

学務委員

鈴木栄治郎

足立儀八

長坂幸得

戸倉藤四郎

戸倉金作

一 当舎生徒賞与費老ヶ年金拾円

一 卒業年期

毎級卒業ハ六ヶ月間ノ定期トシ在学セヶ年ヲ以テ全学科卒業トス

但 女子ハ下等七級上等五級ニ区分スルヲ以テ六ヶ年ヲ以テ全学科卒業トス

右之通相違無之候也

校務委員

《新資料②の全文。小栗による訂正済》

山名郡

愛野村人民一同

村立連⁽¹²⁾合小学刮目舎新築費トシテ金七百七拾円差出候段奇特之至ニ付為其賞銀盃老個下賜候事

明治十四年十二月三日

静岡 県

(1) (2) この「村」の部分は原文では「邨」。
 (3) 「連」の部分を戸倉氏は「聯」と記したが、原文は「聯」。今日用いる漢字の「連」に直した。
 (4) 「先」の部分の原文は「曩」(さき)の文字を更に略した変形の略字。
 (5) 「イ」の部分は原文では「井」。「ゐ」のカタカナ「キ」の意味であると推測される。ここでは「イ」を用いた。
 (6) この「村」の部分は原文では「邨」。
 (7) この部分の分かち書きは、原文では1行の中に2行が

取まった形で表記されているが、ここでは見えにくいので、分ち書き部分をやや大きく記している。以下、分ち部分の表記はすべてこれと同じ。

- (8) 浜松瞬養校とあるのは浜松瞬養学校のことと考える。松崎欣一「福沢書簡に見るある地方名望家の軌跡」(慶應義塾福沢研究センター『近代日本研究』第18巻、2002年3月、所収)によると、浜松瞬養学校は明治8年3月に浜松師範学校として開設されたものが、翌月にこの名に改称された学校のことである(4頁)。同校は更に同8年8月に静岡県師範学校の支校となり、10年6月に浜松変則中学校、翌年浜松中学校になったという(同)。諸井隣太郎の経歴には彼が10年2月に浜松師範支校に入学し、同年12月に師範学科卒と記されているが、6月に変則中学校に改名したと、師範学科がどう関係するのかが分からない。
- (9) 「授業生」とは正規の資格を持たない教員のこと。生徒の中から選ばれる場合もあった。ちなみに師範学校を卒業して正式な資格を持つ教員が「訓導」である(宮川秀一「明治前期の小学教員」〈『大手前女子大学論集』19〔1985年〕所収)参照)。
- (10) 「支」の部分は原文では「」とある。注(8)に記したように、静岡県師範学校の支校が浜松にあったことは分かるが、その正式校名が「静岡県浜松師範支校」であったのであろうか。或は、通称と考えるべきであらうか。
- (11) この部分の男が22人ならば合計は19人ではなく25人となる。戸倉氏は男の数を「十六」と記しているが、原文を見る限り「十六」とは読めない。「廿二」が正しい。合計値に合わせるために戸倉氏は誤って転記したものと推測する。合計値の計算は合わないが、ここでは原文に忠実に記した。
- (12) 戸倉氏の先の紹介文書では、「聯」の一文字が欠けて空白になっていた。「聯」は「連」に直した。

3. 原資料の画像

原資料をスキャンした画像は原寸大では本誌面に収まらないため、今回はすべて縮小画像を掲載している。また、画像はすべてカラーで保存してあるが、本誌の印刷がモノクロに限られているため、紙媒体としての本誌上ではモノクロ表示のみになっている。WEBで公開される本誌上ではカラー掲載で対応したい。

以下、既述した事柄以外の原資料に関する注意事項を記したあとで、画像を掲出する。

《新資料①の原物についての注記》

この資料は、和紙の罫紙5枚に毛筆で書かれたものを、それぞれ山折にして和本のように袋綴じにした上で、紙紐で留められていた。罫紙1枚の大きさは、仮にこれを広げたとしたら横32.8cm、縦24.2cmとなり、半紙ほどの大きさになる。これを半分に折っているため、綴じた状態の現状の横幅は約16.4cmである。

虫食いの痕は見られないが、水に浸かったことがあるためか皺が多い。筆者が画像をスキャンした際は、それらの皺や折り跡を直すことなく、そのままの状態

とした。資料の最初の表面と最後の裏面はそのままの状態、それ以外の箇所は順に見開き状態にしてスキャンを行ったので、全部で6枚の画像となる。

《新資料②の原物についての注記》

この資料は、奉書紙を用いた文書1枚で、横56.3cm、縦19.1cmの大きさである。水に浸かったためか皺と部分的な黒ずみ痕がある。

なお1箇所、上から下まで続く縦の切れ目があり、印刷跡のある藁半紙のような細い紙で裏打ちして繋いである所がある。何かの間違いで原本が鋭利なもので2つに切れ、それを補修したのではないかと初めは考えたが、どうやらそうとは言い切れないようである。

なぜなら、表の面から継ぎ目を良く見ると、張り合わされた下側の紙の部分に、墨が入っていない余白部分があることが分かる。繋ぎ目を跨ぐ形で毛筆の文字が書かれていることになる。つまり、もともと2つに分かれていた紙を1つに繋いだ後に墨書したのであって、書いた後に何らかの事情で裁断されたものを繋ぎ直した訳ではないことになる。余白の存在からは、そのように判断する以外にない。

ところが、更によく見ると、最下端の文字(特に「円」の文字の部分)は、繋ぎ目の部分で上側の紙が重なって隠れているはずの下側にも、一部で墨が入っている所がある。その墨は明らかに元の字の一部分である。つまり、その箇所では、僅かではあるが、下の紙が余白部分以上に更に奥に入った形で上の紙と繋がれているのである。

このようなことが生じるのは、2枚の紙を一度繋いでから、繋ぎ目を跨ぐように墨書したあとで、何らかの事情でその繋ぎ目が剥がれてしまい、再び繋ぎ直す作業をしたからではないかと考えられる。そうでなければ部分的であったとしても、下側の紙に墨書跡が入った形で繋がれることはない。

以上のことから、繋いで1枚の紙にした後に墨を入れ、さらに何らかの理由で、2つに分かれてしまったために、再び貼り直しが行われたのであろうと推測される。そうすると、裏打ち用に使われている粗末な紙は、この文書を書いた静岡県自身によるものではなく、再び繋ぎ直した際に、繋ぎ直した者が用いた紙である可能性が高い。

しかし、なぜそのような複雑な過程が生じたのであろうか。この点については検討できる討材料が何もないので不明のままである。

なお、この資料は横幅がスキャナーの幅よりも大きいため、一度のスキャンで全部をカバーすることができなかった。そのため、資料の右端からスキャンしたものと、左端からスキャンしたものの2枚の画像で掲出する。画像は2枚であるが、資料そのものは1枚である。

新資料①の画像 (全6枚)

一 地位名補 山名郡國本村設置公立學創目録
 一 創立以来 沿革
 明治四年四月陸奥村人足立三郎足立重一足立儀八
 足立敬三足立禎一郎足立國五郎足立何三足立三郎
 大草米頭、在名發起旧又津郡村共有金三萬圓以テ
 學堂ヲ建築シ同年五月廿九日格同五年二月廿日
 任是國同清直、開校ニ用行義塾名補又
 是後其名有志者ノ維持トシ同五年七月准學制ノ令
 是由リ私學ノ廢ニテ公立トシ同六年二月以テ用行

義塾ノ稱ヲ廢シ更ニ升於公立ニ於テ公立小學
 又津郡學校ト同七年四月各村名別又現 示ノ
 國本村廣岡郡高尾郡三村ノ聯合公立學校トナル
 同十年三月高尾村分府ニ當リ愛野村合併
 同年五月廿日許可ヲ得テ公立學創目録名補又
 現在ノ校舍建築九名ノ發起ヲ新設トシ右ノ用并
 引續現在兼用ノ人

一 學校組合幅員
 一 學區内ニテ外面積千三於百町
 一 學校學區内戸數五百五十五戸

一 學校學區内學齡三百五十八人 男百八十八人 女百七十人

一 教員履歷
 明治六年十月濱松藤養夜豫科並、入學日七年十月
 六日濱松市學校小學師範學校卒業日九月廿四日
 高等訓導科命日年十月廿五日又公立五小學子
 又津郡學校、校長日七年八月廿一日又津郡學校
 高等訓導科命日七年一月廿九日外公布ヲ
 以テ解職ニ相成リ續創目録擔當教員身

仕罷在候
 新井 藤太三郎
 明治六年三月廿九日九年三月廿三上善平本頁
 山田尚一 藤氏二 朝子 藤野三 漢藤三 學日八年
 三月又洋和學校卒業生并命日八年之月迄
 勤務日十年二月 靜岡縣濱松師範五 校
 入學日十二年二月 師範學校卒業日十三年
 三月 公立小學創目各教員奉仕罷在候

教員名簿
 月給本四円 清水情太
 生徒百七於名 日現百二十名
 外他學校(入學)者 三人 男子三人
 中學校(入學)者 三人 男子三人

上等女子科三級 六人
 上等男子科六級 十二人
 上等男子科七級 九人
 上等女子科五級 五人

一 吏員六名
 藤田 藤平
 藤本 兼正
 足立 儀八
 原坂 幸次

下等 三級 五五人
 下等 四級 五五人
 下等 五級 十九人
 下等 六級 十九人
 下等 七級 十八人
 壹別生 五人
 老年經費額金五百之約三十三人
 經費出方 男子區内三村(佐手取、賦得又)

新資料② 画像1(右端よりスキャンしたもの)

山名郡
 愛野村人民同
 村立聯合小學校
 目録新築費ト
 シテ金七百七拾圓
 義出控取音特シ
 至付為其賞銀
 盃壹個下賜候
 事

新資料② 画像2(左端よりスキャンしたもの)

目録新築費ト
 シテ金七百七拾圓
 義出控取音特シ
 至付為其賞銀
 盃壹個下賜候
 事

明治三十二年十二月三日

静岡縣

繋ぎ目の箇所

4. 資料自体についての考証

(1) 新資料①と②の関連性について

新資料②は、刮目舎（当該期の用行義塾の後身小学校）の新築費用として愛野村の人々が770円⁽¹⁾の自己調達をしたことを褒め称えて、銀杯が県から与えられたことを記すものである。その内容と合わせて考えて、資料①は、校舎の新築願いを県に出す際に添付されたものではないか、と戸倉氏は推測している。資料②には用行義塾のことは何も出てこないで、用行義塾を考える上では資料的価値は大きくないのだが、①と②は関連していると戸倉氏により指摘されているので、まずはそのことの正否を検討しておきたい。

新資料②の内容は、戸倉氏が『ふるさと袋井』で紹介している通りであるので、文書の中身にはまったく異論はない。これが明治14年の文書であることを手掛かりにして、『袋井市郷土史料目録 第1集』を調べたところ、「桑原定吉家文書」の中に、明治14年の文書として「刮目舎新地区費」、「刮目舎新築費」に関するものが9～10点ほど上げられていることが分かった⁽²⁾。このことから、事実として明治14年に刮目舎の校舎新築があったことは確認できる。その際の資金提供を讃えて、県から愛野村人民に銀杯を授けられたことを示す文書が新資料②であることも間違いない⁽³⁾。

しかしながら、新資料①と②について最も重要なことは、この2つの資料は内容的に特に強く結びつくものではないということである。

もちろん戸倉氏が記しているように、校舎新築願いに添付されて提出された資料が新資料①であるという想像は十分に成り立つ。ただ、それが単なる想像か、事実に近い想像であるか、あるいは全く外れた想像であるかを考察する材料が現状では何もない、という残念な事情がある。従って、戸倉氏の推測は正しいと言うことも、正しくないと言うことも出来ない。

新資料①で書かれていることは、刮目舎の沿革と現状についての紹介文に過ぎない。この種の情報は、例えば『文部省年報』に収録されている各小学校についての年次報告の情報と共通している。特に、在籍生徒数などが詳しく書かれている点はそうである。筆者は明治初期の『文部省年報』しか見ていないので、新資料①が書かれた明治13年当時のそれが明治初期のものと同じかどうかは分からないが、明治初期のそれだけから類推しても、同様の情報を文部省は毎年集めていたはずであるから、そのために刮目舎が書いた文書という想像も可能である。ただし、その想像が正しいという保証は無い。

いま一つ付け加えておく。新資料①で、沿革を述べた文章の最後は、明治13年現在の校舎は用行義塾設立のときのままである、という所で終わっている。このことは、校舎新設の必要性を訴えたいが故であると、読もうと思

えば読めないこともない。そのように考えれば、新資料①と②は双子の関係であると想像したくなるのは無理からぬことであると思う。

しかしながら、新資料①が校舎新設の必要性を訴えることが目的の文書であるならば、そのことをもっと強調して然るべきである。婉曲的な表現で済ます必要など無いからである。しかし、新設の必要性を訴えるような書き方にはなっていない。この点から、新資料②とセットの文書ではない可能性が高いと筆者は考えている。但し、このこともあくまで可能性の話に過ぎない。

この2つの資料がセットとして保存されていたのですか、と戸倉氏に尋ねた所、そういうわけではない、という返答であった。戸倉氏の所にはこれ以外にも沢山の古い文書が過去にあり、そして今もあるそうであるが⁽⁴⁾、戸倉氏の家が、すぐ裏（北側）を流れる川（逆川・さかがわ）の氾濫による水害を受けたことがあって、文書が流されたり、判読できないほど破損したことがあったという。比較的被害が少なく、今も読める状態で残っている文書の中にこの2つが含まれていた、という話であった。つまり、たまたま生き残った文書の中の2つということであり、もともとセットの文書であるかどうかは分からない、ということである。

このように、判断材料となるものが乏しい状況にあるので、新資料①が新資料②と双子の関係にあるのかについては、肯定も否定もできないと述べるに留めておきたい。

(2) 新資料①を明治13年10月のものとする根拠

新資料①が書かれた時期について戸倉氏は、既述の通り、「明治一三年一〇月頃に書かれたと思われる文書」と推測していたが、その根拠は記されていなかった。そこで筆者は、その根拠をぜひ知りたいと考えていた。それを戸倉氏に尋ねたところ、ご本人も判然としない様子であったことは前述した通りである。しかし何も根拠がないのに、このように明確な時期を書けるはずはないから、必ず何らかの手掛かりがあったはずであると想像していた。それは原物を見れば分かるのではないかと直感していた。この直感は正しかった。

資料の原物を見ることが出来た時、戸倉氏の目の前で、一目散にそれらしきものを探した。すぐにそれは見つかった。『ふるさと袋井』に収録した際に戸倉氏が省略した部分に、その答えが記されていた。戸倉氏は苦笑いをされながら、それを眺めておられたが、その場で2人とも納得できたのは幸いであった。

その答えとは次の通りである。すなわち、新資料①には当時の刮目舎の教員2名についての履歴が記された部分があるが、先の戸倉氏の紹介文では、教員の一人「清水清太」の名の左に「二十二年」という年齢だけが記されていた。しかし原物には「二十二年」の上に「当十三

年十月」という文字が記されていた。戸倉氏はこの部分を省略していた。この文字の意味は、この文書を書いている現時点の明治13年10月では、清水の年齢は22歳である、ということである。今一人の教員「諸井隣太郎」の箇所でも、戸倉氏は年齢を示す「二十年六ヶ月」という文字は記していたが、その上に書かれていた「十三年十月」の文字は略していた。

戸倉氏の省略はそれだけではなく、教員個人の履歴も全部省略されている。ただ、こちらの省略については、『ふるさと袋井』の中で「一履歴省略」と戸倉氏が断り書きを記しているので問題はない。断り書きをしないで戸倉氏が省略していた部分に重要な答えが隠されていた。このようなことがあるので、資料の実物を見ることが大切なのである。

(3) 新資料①を下書きと判断した理由

既述の通り、新資料①は「公式な記録ではなく、役所あたりに提出したものゝ下書きとおぼしきもの」と戸倉氏は推測していた。しかし、なぜ、そのように推測されるのかの根拠は記されていない。筆者がお会いした時、この点については話題にする時間がなかったため、氏から説明を伺うことはできなかった。しかし筆者も、以下に記す理由から戸倉氏の推測を支持する。

第1に、文書それ自体が戸倉氏の所に残っているという事実である。提出したものならば、手元に残っているはずはない。

第2に、用紙の質である。原物の資料は、和紙の罫紙が使われているが、その紙質は繊維が非常に粗く、裏がまだらに透けて見えるような品質である。しかも所々に太い繊維がそのまま混じっている。とても上質な紙には見えない。役所に提出するものとしては躊躇されるような用紙であると思われる。下書き用であるなら、この点は納得できる。

また、書かれている用紙は全部で5枚あるが、そのうちの前半の2枚と後半の3枚は違う紙が用いられている。5枚とも青色の罫線で、一見すると同じように見えるのだが、前半の用紙には山折にされた折り目の部分に、「魚尾(ぎょび)」と言われる「【】」のような飾りが付いているが、後半の用紙にはそれがない(画像参照)。加えて、後半の用紙には、一枚に開いた時に左下端となる余白部分に、小さな四角の枠で囲まれた中に「黛摺」の文字が摺られているが、前半の用紙にはそれがない。「黛摺」はこの用紙の製造元(「黛」が摺ったという意味)を指すと考えられる。このように使われている用紙が不統一である点からも、とても完成品・提出品とは思えない。

第3に、これも原物を見て分かったことであるが、末尾には『ふるさと袋井』で紹介されていない文字が記されていた。「右之通相違無之候也」と、さらに改行して「校務委員」と記された部分がそれである。さらに次の行に

は、筆で書かれた縦棒が一本だけ記されている(画像参照)。縦棒部分には本来、校務委員の氏名が記されて然るべきであるが、それが省略されているのである。氏名が不明であったためか、又は、取り急ぎ文書の全体像を示しておけば良い文書であったために、棒線だけで済ませることができたのだと推測される。正式な文書であれば、絶対にこのようなことはあり得ない。

以上の理由から、戸倉氏の推測通り、筆者もこの資料は下書きであり、それ故に残されたと考える。

(4) 2つの資料が戸倉氏の所で保管されていた理由

戸倉昇一氏の祖先は、愛野村地域の世話役を務めた家柄であり、またこの地で造り酒屋を代々営んでいた家であることを氏から伺った。愛野村は用行義塾のあった久津部の南にあたる地である。但し戸倉氏は愛野だけでなく久津部地域にもあったとのことである。

新資料①の中にも、用行義塾の後身の学校・刮目舎の「吏員」として戸倉氏が2人出てくる。戸倉藤四郎と戸倉金作である。「吏員」は学校に関する役人ということであるから、今でいう教育委員のような立場の者を指している。共に戸倉昇一氏の祖先にあたり、藤四郎の娘婿として戸倉家に入ったのが金作である、とのことである。2人は義理の父子の関係であり、共に当時の村の役人であったことになる。

新資料①が書かれた明治13年当時、刮目舎は国本村、広岡村、愛野村の3つの村の共同村立の学校になっていたことが、新資料①の記述から判明するので、愛野村の世話役的存在である戸倉藤四郎・金作親子が役人としてこの学校に関与していても不思議はないのである。

ちなみに、戸倉金作は、前掲『袋井市郷土史料目録 第1集』所収の明治14年当時の刮目舎新築に関する資料の中でも、工事費用の受取記録を作成した者として、その名が数回登場している⁽⁵⁾。また、これとは別の資料群の中で、明治20年の「酒之御通」に「ネギヤ酒屋金作」の名が出ている⁽⁶⁾。戸倉金作のことであろう。更には明治12年の資料中には「愛野村戸長戸倉藤四郎」の名がある⁽⁷⁾。これらの記録からも分かるように、新資料①で刮目舎の吏員として登場する2人の戸倉は、紛れもなく当時の愛野地域の名士であり、地域の世話役であったと言える。戸倉家は明治の頃、愛野地域を代表する名家の1つであったのである⁽⁸⁾。戸倉昇一氏の家に当該資料が残されていた理由も、氏が上記戸倉家の直系子孫にあたるからである。

(1) 総額が不明なので、愛野村で集められた770円がどれ位の重みを持つのかは分からない。3ヶ村の連合小学校であることを考えると、全額には相当しないであろうと思われる。

(2) 『袋井市郷土史料目録 第1集』(袋井市立図書館編集、袋井市教育委員会発行、平成2年12月)58頁。なお、

「新地区」は「新築」の誤りではないかと想像される。ただし、新しい地区に移って新築するという意味に解釈できないこともない。「新地区」の文字は誤りであると決めつけるのは早計かもしれない。この文書の実物を確認すれば、「新地区」で正しいか、目録の誤記であるかは判明するはずだが、筆者はまだ実物を見ていないことを告白しておく。

(3) 新資料②は県の印が押された公文書であるが、『袋井市郷土史料目録』には収録されていない。新資料①と共に、資料の存在を公に記録し、丁寧に保管されることを筆者は望むものである。

(4) これ以外にも、屋根裏に別に保管されていて被害を完全に免れた資料があって、その中には戸倉氏の祖先が発足に関した勸農報徳社（報徳社としてこの地域で最も古いもので、全国的にも古い報徳社であるという）関連の資料や、家業の酒屋に関する経理資料、その他の資料があるそうである。

(5) 前掲、58頁。

(6) 同上、52頁。なお、「ネギヤ」は漢字で「祢宜弥」と書く。現在のJR東海道線愛野駅北側地域を指す昔の地名である。祢宜弥地区の土地区画整理が行われた際に字名が「愛野」から「愛野東1丁目」「愛野東2丁目」に変更（平成18年10月）された地域がこれにあたる（『広報ふくろい』平成18年11月1日、14頁）。ちなみに自治会公民館の呼び名は現在でも「ねぎや会館」であり、「ねぎや」は通称として今も残っている。戸倉昇一氏の自宅はこの地域にある。戸倉新資料を掲載する『ふるさと袋井』では、本文では戸倉氏の名前の上に「愛野」と記されているが、目次では戸倉氏の名前の上に「ネギヤ」と記されている。この違いも上の事情と同じで、どちらも正しいのである。愛野地域の一部に「ねぎや」と呼ばれた地区があることを知らない人には、今後も混乱を招く恐れがあると思われるので、ここに記しておく次第である。

(7) 同上、55頁。

(8) 戸倉昇一氏自身は自らの家のことを名家と言っている訳ではない。氏は、祖先がこの地の世話役のようなことをしていたらいい、という表現だけで説明された。戸倉昇一氏自身も昭和54～55年及び58～59年に袋井市教育委員長を経験されたり、『ふるさと袋井』の編集委員（1986年発行の第3集奥付に編集者が4名記されているが、そこに戸倉氏の名もある）をされたこともある。氏もまた地域に貢献されてきた方である。

なお、氏の正しい名前は「昇一」であるが、例えば袋井市のホームページ内にある「歴代教育委員長」の中では「昇一」と記されている。『ふるさと袋井』第4集でも、本文の署名部分では正しい「昇」の字で記されているが、目次では「昇」となっている。「昇」を「昇」と誤記されることはよくあることだと、ご本人も述べておられた。

5. 本資料から分かる用行義塾の新情報 ～まとめにかえて

戸倉新資料から分かる用行義塾に関する新情報に関して、筆者が特に注目する事柄を3点だけ列記しておく。

【1】発起人すなわち創設者であった9人の名前が、新資料①によって初めて判明した。本誌前号掲載の拙稿「用

行義塾と福沢諭吉」では、設立者に関することは何も分からないと記したが、その後、筆者の調査がやや進展し、足立儀八、足立貫一の名は、他の資料でも確認できていた。しかし、この2人以外は全く不明であった。発起人が9人もいたこと、そしてその実名が判明したことは大発見である。

【2】用行義塾を設立するための活動が、明治4年には既に進行していたことが明らかになった。すなわち、資金集めの活動、及び用行義塾の「学堂」建設作業が実行され、学堂の「土木切」が明治4年12月に終了した事実が新資料①に記録されている。土木切とは具体的には何を指すのか、筆者は解明できていないが、建設工事の工程であることは間違いないであろう。その終了ということは、建築作業は明治4年12月以前から始められていたことになる。この時期が明確になったことは重要な意味がある。

なぜなら、土木切が終った明治4年12月は、『学問のすすめ』初篇が出版された明治5年2月よりも前であるからである。筆者は、用行義塾の《設立趣意書》に『学問のすすめ』の影響が認められるからといって、それが用行義塾設立の契機であるとは限らないことを前掲「用行義塾と福沢諭吉」で指摘した。『学問のすすめ』出版より前に土木切が終了していたという事実から、用行義塾は『学問のすすめ』の影響を受けて設立された訳ではないと断言できる。つまり筆者の指摘が正しかったことになる。筆者にとり、これも大きな収穫である。

【3】掛川から用行義塾に招かれた教師は「岡田清直」であると、新資料①に記録されている。従来、「岡田直」とされていた人物は「岡田清直」である可能性が出てきた。これも、今回初めて分かった事柄である。既に筆者は岡田清直に関する情報も、ごく僅かではあるが見つけている。

本稿では以上を記すに留めておきたい。

（追記）今回、原資料を閲覧する機会を与えて下さり、種々の情報を教えて頂いた戸倉昇一氏、及び最初に情報を提供して下さった袋井市教育委員会学校教育課・柴田禎弘氏、同教育委員会生涯学習課・早川俊之氏、同課文化財係・永井義博氏（いずれも肩書きは2014年7月当時）に、感謝の意を表する次第である。